

児童手当からの納付に必要な提出書類

- ・児童手当を学校給食費の支払いに充てる方は、「児童手当からの学校給食費等の徴収等に関する申出書」の提出が必要です。
- ・黒のボールペンで記入してください。鉛筆、消せるボールペンは使用しないでください。
- ・訂正した場合は、訂正印を押してください。修正液や修正テープは使用しないでください。

【選択できる方の注意事項】

この納付方法を選択できる方は、申込者（納入義務者）が児童手当を会津若松市から支給されている場合のみです。

市外在住の方や児童手当が職場から支給されている公務員の方は選択できませんのでご了承ください。

様式第15号（第12条の10関係）

児童手当からの学校給食費等の徴収等に関する申出書

会津若松市長 あて

私は、児童手当法第21条 第1項 第2項 の規定に基づき、会津若松市長から支給を受ける児童手当の額から、以下の費用につき、当該児童手当の支給期日をもって、支払いに充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、会津若松市立の小・中学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園に在籍中の下記費用への支払いに充てることに同意します。

また、児童手当から徴収した学校給食費について還付が発生した場合は、児童手当の振込先として市に登録している口座へ還付することに同意します。

徴収（支払）費用
学校給食費（年額を各児童手当支払期に対応した各支払期日の支払に充てる）

令和

年

月

日

申出者住所
（児童手当受給者）

申出者氏名
（児童手当受給者）

児童生徒氏名

児童生徒生年月日

年

月

日

生

注意事項

- ※申出書の受付後、徴収可否の確認のため、児童手当の受給状況を確認します。
- ※事情により児童手当から定められた徴収額を徴収できない場合は、口座振替や納付書払いに切り替えが必要です。
- ※児童手当の受給資格が消滅し、その後再度認定された場合であって、児童手当からの徴収を希望する場合は、改めてこの申出書を提出する必要があります。
- ※申出書の受付時期によっては、直近に支給される児童手当からの徴収開始に間に合わず、次回に支給される児童手当から徴収開始となる場合があります。

以下市使用欄

宛名番号	確認者	確認日	申出 No.	受付日
受給者				
児 童				

【備考】必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

申出年月日の欄

申出書を記入する年月日を記入してください。

申出者の欄

学校給食の「申込者（納入義務者）」の方の住所及び氏名を記入してください。

児童生徒の欄

児童手当の支給の対象となる児童、生徒又は幼児の氏名及び生年月日を記入してください。